#### 播磨町公の施設の指定管理者の予定者について

地方自治法、播磨町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び各施設の設置等を規定した条例に基づき、次の施設について、以下のとおり指定管理者の指定に係る手続を進め指定管理者の予定者を定めました。

施設の名称	指定管理者予定者		
	(共同事業体名) ニュー☆ハリマ・シミンズシーズ共同事業体		
	(構成団体) 特定非営利活動法人ニューハリマ		
 	特定非営利活動法人シミンズシーズ		
播磨町中央公民館	(代表団体) 特定非営利活動法人ニューハリマ		
	理事 在間 夢乃		
	(所在地) 兵庫県加古郡播磨町北本荘7丁目2番31号		
	(共同事業体名) TRC播磨		
	(構成団体) 株式会社図書館流通センター		
  播磨町立図書館	TC神鋼不動産サービス株式会社		
猫焙叫业凶音貼	(代表団体) 株式会社図書館流通センター		
	代表取締役 谷一 文子		
	(所在地) 東京都文京区大塚3丁目1番1号		

#### 1 予定者選定までの事務手続き

播磨町ホームページ、広報はりま

(2) 募集要項の配布期間 令和5年8月24日~9月29日

(3) 現地説明会 令和5年9月4日、5日

(4) 質問の受付 令和5年8月24日~9月8日

(5) 質問の回答 令和5年9月13日

(7)選定委員会 令和5年7月~11月に4回開催

(8) 選定結果通知発送 令和5年11月15日

### 2 指定管理者予定者の選定

### (1) 選定の方法

応募団体の選考に当たっては、播磨町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、7人の委員で構成される選定委員会を設置した。 各申請団体から提出された書類、面接審査及び質疑応答の内容に基づき評価した選定委員の評価点を合計し、総評価点の60パーセント以上を得た団体のうち最高評価点の団体を予定者として選定することとした。

#### (2)審査の基準

審査に当たっては、播磨町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4 条に定める選定の基準を基に、評価項目及びその配点を設定し評価を行った。

評 価	項目	配点
1 事業計画に関すること。	(1)平等利用の確保及び当該施設 の効用の発揮	3 0
	(2) 安全対策	2 5
	(1)人的能力	1 0
2 安定的な管理の確保に関すること。	(2)物的能力	5
	(3) 申請団体の経営状況	1 5
3 経費の縮減		
配点	の 合 計	1 0 0

### (3)審査の方法

面接審査に出席した委員7名で(2)の審査の基準を基に1人の持ち点を100点と して評価を行った。

## 3 施設ごとの審査結果の概要

## 指定管理者審查結果一覧表(播磨町中央公民館)

評価順位	団体 名称	評価点	総 合 評 価
1	共同事業体ニュー☆ハリマ・シミンズシーズ	60.9	中央公民館の管理運営業務に関する基本理念「つながり、 学び、活動が循環する場」や、4つの基本機能を十分に理解 しており、中央公民館を、住民が集い、つながるためのコー ディネート拠点として、整備する方針を示している。 また、自主事業(居場所事業、情報発信、活動支援など) について、段階的に展開する計画が評価できる。 以上のようなことから、中央公民館の指定管理者とするこ とが適当であると判断するが、代表団体は設立から日が浅く、 実績も乏しいため、共同事業体として2団体がしっかりと連 携し、事業を行うことを強く期待する。

### 応 募 団 体

団体名	団体の形態		所在地	主たる事業
ニュー☆ハ	共同事業体			
リマ・シミ	ア!	特定非営利活動法人	播磨町	地域の情報収集・発信する事業
ンズシーズ	イ!	特定非営利活動法人	加古川市	個人の自立を支援する人材育成事業
共同事業体				

## 指定管理者審查結果一覧表 (播磨町立図書館)

評価順位	団体 名称	評価点	総 合 評 価
1	TRC播磨	80.9	図書館運営業務の実績が豊富で、経営基盤も安定しており、 今後も安定した管理運営が期待できる。町内の施設やボラン ティアを含む団体と連携し、生涯学習を支える施設として、 住民交流の場づくりを積極的に推し進められている。 図書館運営の根底を人材と考え、専門性を有する人員を配置するとともに、スタッフの能力向上やより良いサービス提供のための研修体制も大変充実している。利用者の声を取り入れながら、満足度向上の取り組みも確実に実施している実績がある。 また、多種多様な自主事業においては、現行事業の継続だけでなく、さらなる発展を目指す事業や新規提案する事業もあり、利用拡大に努め、施設の魅力向上に努めていく提案は高く評価できる。 以上のようなことから、播磨町立図書館の指定管理者とすることが適当であると判断する。

# 応 募 団 体

団体名	団体の形態	所在地	主たる事業
TRC播磨	共同事業体 ア 株式会社 イ 株式会社	東京都神戸市	図書館管理運営業務の受託及び代行事業 総合建物管理事業

4 播磨町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きによる指定

### (指定の趣旨)

指定管理者の指定に当たっては、公の施設の設置目的の達成が効果的かつ効率的に行われるよう考慮する必要がある。このことにより、住民サービスの向上や施設の活性化が図られることにつながる。そこで、指定に当たっては、施設の性格、設置目的、利用者の範囲や政策的な見地、業務の特殊性・専門性、地域活動の活性化の観点から、従前の施設管理者を引き続き管理させることが有効であると考え、選定委員の審査を経て、次の施設の指定管理者の予定者とした。

公募によらない指定管理者審査結果一覧表

施設名	団 体 名	審査結果
		本施設は高齢者、心身障害者の福祉の増進を図るた
	   公益社団法人	めの施設として設立されたものであり、現在の指定管
播磨町ゆうあいプ	加古郡広域シ ルバー人材セ	理者は、本施設を自らの活動拠点とし、高齢者の能力
ラザ		を活かしながら地域のニーズに応えている。
	ンター	設立当初より施設は適正に管理運営されており、人
		的・物的能力に問題がないことからも、引き続き指定
		管理者とすることが適当であると判断する。
		本施設は、在宅の要援護高齢者、介護保険法の規定
		による認定を受けた者及び身体障害者等の福祉の増
		進と介護者の負担の軽減を図るために設立されたも
  播磨町デイサービ	社会福祉法人	ので、現在の指定管理者は、本施設において県の指定
スセンター	播磨町社会福祉協議会	を受けたデイサービス事業とともに、障害者への短期
		入所事業を実施し、利用者のニーズに対応している。
		これまで当該施設は適切に管理され、安定した運営
		がなされていることからも、引き続き指定管理者とす
		ることが適当であると判断する。
		本施設は、住民の福祉増進を図るための施設である
	#1 <b>V</b> 1→1 1 VI 1	ことから、ボランティアの育成拠点、各種団体の事業
播磨町福祉しあわ	社会福祉法人	拠点として活用され、会議室等も各種相談事業等に利用ない。
せセンター	播磨町社会福	用され、適切に管理運営されている。
	祉協議会	このような施設の特性を考慮すれば、現在の指定管
		理者を、引き続き指定することが適当であると判断す
		る。
播磨町都市公園等	,你用去一种人	設置目的が十分に理解され、安全確実に施設の管理
	一般財団法人	運営が行われている。加えて、これまでの公園管理運
	播磨町臨海管	営に関する知識の蓄積が活かされることも期待でき     z
	理センター	る。   地域の方に利用される憩いの場、健康づくりの場と
		地域ツ月に利用される忠いり物、関係フトリり場と

播磨町総合スポーツ施設	特定非営利活 動法人スポー ツクラブ21	なるよう環境保全及び改善に努めていることから、引き続き指定管理者とすることが適当であると判断する。 播磨町のスポーツの現状や住民ニーズに応じた自主事業を多面的に展開しており、住民のスポーツ振興や健康づくりに、多大な貢献をしている。 また、中学校運動部活動の地域移行に関する業務や運動指導ボランティアの養成、各スポーツ団体の支援等を行っている。		
	はりま	これまで当該施設は適切に管理され、安定した運営がなされていることからも、引き続き指定管理者とすることが適当であると判断する。		
播磨町東部コミュ ニティセンター	播磨町東部コミュニティ委 員会			
播磨町西部コミュ ニティセンター	播磨町西部コミュニティ委 員会	各コミュニティセンターは、地域住民が利用する 設であり、地域住民で構成する各コミュニティ委員会 が指定管理者として管理運営することで地域のそれ		
播磨町野添コミュ ニティセンター	播磨町野添コ ミュニティ委 員会	当該施設は、今後も地域の活性化の拠点となるべき施設であるので、現在の指定管理者を引き続き指定することが適当であると判断する。		
播磨町南部コミュ ニティセンター	播磨町南部コミュニティ委 員会			